

公益社団法人取手市医師会

取手北相馬保健医療センター医師会病院清掃管理業務委託仕様書

公益社団法人取手市医師会
取手北相馬保健医療センター医師会病院清掃管理業務委託仕様書

この仕様書は、業務の概要を示すものであり、この仕様書に記載されていない軽微な作業であっても、現場の状況に応じ、建物の管理保全及び美観上必要と認めたときは、病院の指示により、受託金額の範囲内で実施するものとする。

1. 清掃場所

取手市野々井 1926

取手市北相馬保健医療センター医師会病院

- ・病院敷地延面積：10288.21 m²の一部

2. 清掃業者の資格

- ・医療法等関係法規に規定する基準に適合していること。

3. 業務期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日まで

4. 業務時間

原則として、午前 7 時 00 分から午後 5 時までとする。

(休憩時間は午後 0 時から午後 1 時まで)

5. 業務体制

- ・業務の実施にあたっては、円滑・適正に処理できる人員（原則として 10 名以上）を配置し、配置人員のうち 1 名は現場責任者を置き常時病院側と連絡等が取れる体制とする。
- ・現場責任者は業務の遂行にあたって、病院業務に支障をきたさないよう細心の注意を払い、外来・病棟部門の清掃時間は、予め看護師長等各科の責任者と協議を行うこと。
- ・日常清掃業務における配置人員体制は、別紙 1 を基本の時間帯として、スケジュール及び配置人員について提案すること。

6. 清掃箇所

別添一覧表及び平面図のとおり。

7. 作業要領

作業実施にあたっては下記の要領を基本とし、疑義の生じた時は、委託者の指示に従うことを原則とする。また、不慮の汚れ等については担当職員の指示に従い、臨機の処置を取るこ

と。

(1) 日常清掃

①床面清掃

・シールされた床面は、ダストコントロールモップで清掃した後、モップでの水拭き（汚れの度合いによっては洗剤拭き）をオフレーション方式で行うこと。また、一日数回見回り、拾い掃きを行うこと。

・使用後の雑巾、モップは洗浄後 0.1%次亜塩素酸ナトリウム液に 30 分間浸漬後乾燥させること。

・使用に必要な枚数を準備すること。

・カーペット部分、畳部分はバキュームクリーナーにて吸塵し、畳部分は必要に応じて清拭すること。

・雨天時はぬれた床の拭き取り作業を頻繁に行うこと。

②カウンター、ドアノブ、手すり、椅子、その他什器、備品類は 1 回／日アルコール清拭すること。なお、流行感染症等が発生した場合、清拭方法を変更することがある。

③壁、扉（扉上部及び隙間を含）、窓枠等は、埃を払い、随時雑巾がけ等を行うこと。

④ガラス、鏡の汚れは随時磨くこと。

⑤ドアノブの金属部分は、光沢を失わないよう随時空拭きを行うこと。

⑥便所、洗面所、汚物室、採尿室等の清掃

・便器、手洗い器、洗面器等の衛生陶器は、洗剤により洗浄清掃すること。

便器は随時、消毒剤で消毒すること。（手洗い器、洗面器は他の箇所も同様とする。）

・床面はモップで水拭きすること（1 日 2 回）。また、随時水切りマットを上げてマット及び床面を水洗いし、モップ仕上げすること。

・扉（扉上部及び隙間を含）、壁面、手指乾燥機の汚れも雑巾がけ等を行い除去すること。

・トイレットペーパー、液状セッケン、便座クリーナーを随時補充すること。

⑦脱衣室等の清掃

・脱衣室の床面は掃き掃除の後、モップ等で拭き上げること。

・清掃時は窓を開けて、換気を行うこと。

・換気扇の取り込み口のじん埃除去を行うこと。

⑧エレベーター内の清掃

・床面、手すり、扉等の清掃について、前記の作業要領に従い行うこと。

⑨清潔及び準清潔区域の清掃

・床面は専用のドライモップ清拭の後オフレーション方式にて、消毒液を使いモップで丁寧に拭くこと（他は、前記作業要領に従うこと）。また、手術室、分娩室については、手術、分娩の都度、床面をモップ等で拭き上げるとともに随時、雑巾等で壁、ドア等の汚れを除去すること。

・清掃用具は衛生環境面から一般区域の用具と区別し、また、専任の作業者を配置すること。

- ・作業には、予め各科の定める被服等を着用すること。
- ・その他の作業内容、手順は、各科責任者の指示に従うこと。

⑩塵芥、汚物の処理

- ・塵芥、汚物の拡散防止及びじん埃の発生防止に努める。
- ・針刺し・切創事故防止のため、回収物の取り扱いに留意すると共に作業時はプラスチックグローブ、軍手を装着する。
- ・施設内各所から収集した塵芥、汚物は、所定の集積所まで搬出すること。
- ・塵芥、汚物は可燃物と不燃物（ビン・缶類、注射針、スプレーその他の危険物）とに区分して収集し、搬出は所定のエレベーターを利用して行うこと。
- ・収集、搬出は、処置室は1日3回以上、その他は1日1回以上行うこと。

⑪その他

- ・日常清掃のうち、土曜日の清掃等の範囲は、病棟全域のほか、他の場所は便所、洗面所、階段、一階廊下の清掃及びゴミの収集・搬出を原則とする。

⑫感染症隔離室の清掃について

- ・院内既定の通りに実施すること。

⑬バルコニーの清掃

- ・ほうきで塵、埃を除去し、必要に応じて散水する。
- ・手すり、窓枠の汚れを雑巾等で除去する。
- ・清掃回数は月に1回とする。

⑭壁、天井等高所ほこり払い清掃

- ・清掃回数は適時実施とする。

⑮網戸の清掃

- ・病棟等現場からの依頼や、覚知した場合に適時洗剤等を用いて拭き取り清掃を行う。
- ・枚数は200枚（主に120mm×180mm、病棟部分170枚）

⑯照明器具、換気孔の清掃（照明器具、40w換算2,200本）

- ・清掃回数は適時実施とする。

（2）定期清掃

①床面洗浄及びワックス磨き（ビニール系シートタイル部分）

- ・真空掃除機等を用いて床面の塵、埃を除去した後、洗剤にて床面を洗浄し、樹脂系ワックスを塗布する。
- ・作業中は、実施場所を標識等で明示し、患者が立ち入らないよう注意する。

②窓ガラスの清掃

- ・清掃回数は年1回（病棟は年1回）とする。
- ・窓枠の汚れは適時雑巾等で除去する。

③カーペット清掃（洗浄リンス仕上げ）

- ・清掃回数は年2回とする。

その他別途項目

ブラインド清掃（別途見積による）

- ・面積は 430 m²。

（３）中央材料、リネン処理室土曜日清掃

清掃作業の工房、内容は次のとおりとする。

① 棚等の清掃

- ・当室備え付けの専用用具、殺菌剤を用い、室内棚等を清拭すること。

② 床の清掃

- ・室内床の掃き掃除、拭き掃除を、当直備え付けの専用用具、殺菌剤等を用いて行うこと。

③ その他

- ・作業には、予め定める被服等を着用すること。
- ・作業の手順は、責任者の指示に従うこと。
- ・作業時間は、原則として午前 9 時から終了時（約 3 時間）までとする。

（従事者は 1 名）

8. 一般管理事項

- ・受託者は、清掃業務の実施にあたり人員配置及び清掃計画書（年間及び月間）を作成し、病院の承諾を得ること。
- ・受託者は、従業員の住所、氏名、年齢、性別を記載した名簿を提出し、病院の承諾を得ること。変更の場合も同様とする。
- ・受託者は、作業状況を記載した業務日報を作成し、委託者に報告すること。
- ・受託者は、来院等に対して言語、動作に注意し、不快、不信の念を与えないよう従業員を指導しなければならない。また、職務上知り得た秘密や患者の私事について、一切漏らしてはならない。
- ・従業員が病院の秩序維持について不相当と認められる場合は、受託者にその変更を求めることができる。
- ・欠勤者がある場合は、当日の業務に支障がないよう、熟練者を補充配置すること。
- ・従業員は、専用被服（受託者負担）を着用するとともに、名札をつけ、被服は清潔に保つよう心がけること。
- ・業務中は、盗難、火災、事故等に十分留意し、終了後は窓、扉の施錠、火気、水栓等を確認し、不要の灯は消すこと。
- ・受託者は、業務の実施に関して、万一事故が発生した場合は、その顛末を速やかに委託者に報告しなければならない。
- ・受託者は、従業員が勤務中、故意または重大な過失により施設、設備、備品等に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。また、業務中の従事者の事故及び第三者の与えた損害についても、受託者の責任において解決するものとする。

- ・作業は随時、委託者の点検を受け、不適當なところがある場合は、その指示により手直しを行うこと。また、手直しにより作業時間が延長されたことによる費用は、受託者の負担とする。
- ・業務の実施に際しては、医療法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法等関連法規を遵守し、履行しなければならない。
- ・従業員の技術と資質の向上を図るため、十分な教育指導を実施すること。
- ・従業員は、火災発生時には、病院が定めた自営消防隊に属すること。

9. 経費負担

- ・業務上必要な諸室、資材庫、光熱水費及びトイレットペーパーは、原則的に委託者の負担とし、清潔・準清潔区域用の一部を除き、使用材料（ワックス類、ビニール類、清掃用洗剤、石けん水等）及び清掃用具類（ポリッシング、掃除機、ダストモップ、毛ブラシ等）については受託者の負担とする。

10. 清掃に関する留意事項

- ・病棟、診察室、事務室等で常時人のいるような部屋、または勤務時間中にやむを得ず清掃を実施する場合は、病院関係者と十分協議のうえ、実施すること。
- ・日常清掃の中でも特に廊下、階段、ホール、エレベーター、洗面所、便所等の汚れやすい場所は適宜巡回し、美観に配慮すること。
- ・水拭き用の水は、適宜交換すること。
- ・拭布等は、拭く対象ごとに分け、衛生面に心がけること。
- ・机上清拭では書類等は現状のままとし、保管物に触れないよう実施すること。
- ・業務実施場所において、什器、備品等で簡単に移動可能なものは移動させ、業務完了後速やかに所定の位置に戻すこと。
- ・引火性、発火性のある清掃材料を使用しないこと。
- ・業務中の安全には十分注意し、特にガラス磨き等、高所作業にあたっては危険を伴うので、関係法令を遵守し、安全第一とすること。
- ・当直室のシーツ、包衣、まくらカバーは原則として毎日交換すること。
- ・その他、この仕様に定めていない事項については、病院側と協議の上定める。
- ・血液などの汚染時は、感染扱いとし、0.1%次亜塩素酸ナトリウム液をしみこませたペーパーや使い捨て布でふき取ること。
- ・洗面所、トイレ清掃時に使用する手袋は専用とし、プラスチック手袋を使用した場合はその場で破棄すること。
- ・各清掃員の感染情報は所定の様式にて毎年総務課に提出すること。
- ・インフルエンザワクチンは、毎年接種が望ましい。また、HB ワクチンについても、抗体（－）の場合は、ワクチン接種が望ましい。

- ・水痘、風疹、麻疹、ムンプスについても抗体値が基準以下の場合は、ワクチン接種が望ましい。
- ・発熱、嘔吐、下痢などの感染症状がある場合は業務させてはならない。又、就業時期については医師の指示に従うこと。
- ・清掃従業員として予め院内感染対策の基本事項（スタンドプリューション、感染経路別予防策、防護策の使い方など）について指導を受けていること。また、院内での感染セミナー（清掃従業員対象）に参加すること。

11. 手指衛生について

- ・清掃箇所毎にアルカリ性手指衛生剤を用いて手指消毒を行うこと。
- ・手袋を脱いだ後には必ず手指消毒を行うこと。
- ・清掃終了時は必ず手洗いと手指消毒を行うこと。

12. 特記事項

- ・日常清掃及び定期清掃業務について、当面の間、4階南病棟は、清掃区域より除外する。

13. 感染症隔離病室の清掃（委託清掃）

●基本事項

（Ⅰ）経路別感染対策

感染症の伝搬経路には下記の種類があります。各感染症の伝搬経路を知り、院内感染防止に留意した適切な清掃を行うことが大切である

（Ⅱ）接触感染

病原体に接触した器具や手指を介して感染が広がる

（Ⅲ）飛沫感染

患者の咳、くしゃみ等により飛沫した病原体を吸いこむことにより感染する

（Ⅳ）空気感染

患者の咳により空気中に浮遊する病原体を吸い込むことで感染する

（Ⅴ）上記の2種または3種混合

●感染経路の表示

ナースステーション患者ネームボードの部屋番号欄に、感染経路別に色分けしたカラーマグネットが表示されている

- (1) 接触感染・・・緑
- (2) 飛沫感染・・・赤
- (3) 空気感染・・・青
- (4) 混合タイプ・・・重複表示

●必要物品

ドライモップ、ウェットモップ、専用バケツ、床用洗剤

プラスチック手袋、エプロン、サージカルマスク、N-95 マスクなど

●感染病室清掃時の留意事項

- (1) 感染表示を確認し、感染病室の把握を行う
- (2) 普通病室の清掃後、最後に行う
- (3) 院内構造を考慮し、動線が交叉しない様に行う
- (4) 感染経路を理解し、汚染拡散防止に努める

●感染経路別清掃手順

1.接触感染の場合

防護具：プラスチック手袋、プラスチックエプロン

<手順>①入室前にアルコール性手指消毒剤で手指衛生を行う

- ②専用清掃用具、ウェットダスターを持ち込む
- ③室内で、防護具を装着する
- ④ドライ→ウェット清拭
- ⑤退室前に防護具を脱ぎ、室内のゴミと一緒に密閉して持ち出す
- ⑥清掃用具を室外へ出す
- ⑦退出時にアルコール性手指衛生剤で手指衛生を行う
- ⑧清掃用具を 0.1%次亜塩素酸ナトリウム液で清拭、浸漬する
- ⑨流水手洗い後、アルコール性手指衛生剤で手指衛生を行う

2.飛沫感染の場合

防護具：サージカルマスク、プラスチック手袋

エプロン*飛沫が多い場合はディスポガウンを使用

<手順>

接触感染の場合の手順①～⑨に加え、終了時にナースステーションで、うがい、流水手洗い後、アルコール性手指衛生剤で手指衛生を行う

3.空気感染の場合

防護具：N-95 マスク、プラスチック手袋

エプロン*飛沫が多い場合はディスポガウンを使用

<手順>①入室前にアルコール性手指消毒剤で手指衛生を行い、N-95 マスクを装着する

- ②専用清掃用具、ウェットダスターを持ち込む
- ③ドライ→ウェット清拭
- ④プラスチックエプロン、手袋を脱ぎ、室内のゴミと一緒に密閉して持ち出す
- ⑤清掃用具を室外へ出す
- ⑥退出時にアルコール性手指衛生剤で手指衛生を行う
- ⑦室外で N-95 マスクを外す
- ⑧清掃用具を 0.1%次亜塩素酸ナトリウム液で清拭、浸漬する

⑨ナースステーションで、うがい、流水手洗い後、アルコール性手指衛生剤で手指衛生を行う

別紙 1

日常清掃業務配置人員体制

1-1 平日（月～金曜日）	配置人員	1 日 当 り
責任者 7：00～17：00	名	日
日勤者 パート 1 7：00～12：00	名	日
日勤者 パート 2 7：00～16：00	名	日
日勤者 パート 3 （中材系） 7：00～15：00	名	日
日勤者 パート 4 （ゴミ収集系） 7：00～17：00	名	日
日勤者 パート 5 7：00～11：00	名	日
1-2 （土曜日）		
日勤者 パート 1 7：00～12：00	名	日
日勤者 パート 2 （中材系） 7：00～12：00	名	日
日勤者 パート 3 （ゴミ収集系） 7：00～12：00	名	日